

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年9月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第41号

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(以下「保育所等」という。)」を削り、「4歳以上」を「3歳未満」に改め、同項第2号から第5号までを削り、同項第6号中「家庭的保育事業等」の右に「(同条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。)」を加え、「別表第6」を「別表第2」に改め、同号を同項第2号とし、同条第3項第1号中「同一世帯に保育所等入所児童等又は幼稚園等通所児童(幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所若しくは認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園をいう。)に通い、在学し、若しくは在籍する児童、子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を受ける児童又は家庭的保育事業等により保育を受ける児童をいう。以下同じ。)」を「保育所等入所児童と同一の世帯に負担額算定基準子ども(子ども・子育て支援法施行令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。)」に、「保育所等入所児童等が」を「当該保育所等入所児童等が負担額算定基準子どものうち」に改め、同項第3号中「課されている者のない世帯(以下「非課税世帯」という。)に属し、かつ、当該世帯に次のいずれかに該当する者がある」を「課されていない」に改め、同号アからキまでを削り、同項第4号中「別表第1備考1に規定する合算した額をいう」を「保育所等入所児童等の保護者等についての基準年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割を合算した額をいう。以下同じ」に改め、同号ア中「同一世帯」を「保育所等入所児童等と同一の世帯」に改め、「子ども・子育て支援法施行令第14条の2第1項各号列記以外の部分に規定する」を削り、「特定被監護者等」の右に「(子ども・子育て支援法施行令第14条各号列記以外の部分に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)」を加え、「保育所等入所児童等」を「当該保育所等入所児童等」に改め、同号イ中「の属する世帯に前号アからキまでに掲げる」を「と同一の世帯に次のいずれかに該当する」に、「保育所等入所児童等」を「当該保育所等入所児童等」に改め、同号イに次のように加える。

(7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者

- (イ) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (ロ) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
- (ハ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (ニ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の規定による特別児童扶養手当の支給を受けている者
- (ホ) 国民年金法の規定による障害基礎年金その他障害を支給事由とする年金の支給を受けている者
- (ヘ) (イ) から (カ) までに掲げる者とその障害の程度が同程度と認められる者

第2条第3項第5号を次のように改める。

- (5) 保育所等入所児童等と同一の世帯に次に掲げる施設に入所し、又は通所している児童（当該保育所等入所児童等を除く。以下「特定児童」という。）が2人以上いる場合

ア 法第7条第1項に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。）

イ 法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（同項に規定する医療型児童発達支援を受ける場合及び法第27条第2項の規定による委託が行われている場合に限る。）

ウ 法第6条の2の2第2項及び第4項に規定する厚生労働省令で定める施設（これらの項に規定する便宜の供与を受けるために入所し、又は通所する場合に限る。）

エ アからウまでに掲げる施設に類する施設として別に定めるもの

第2条第3項第6号中「前項各号に掲げる者」を「保育所等入所児童等」に、「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 保育所等入所児童等と同一の世帯に特定児童が1人いる場合であって、当該保育所等入所児童等が負担額算定基準子ども（特定児童を除く。）のうち年長の順序に従って2人目以降の児童に該当する場合

第2条第5項中「別表第7」を「別表第3」に改める。

第3条第1項中「別表第8」を「別表第4」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「及び別表第1から別表第6まで」を「並びに別表

第1及び別表第2」に改め、同条第2項各号列記以外の部分、第3項各号列記以外の部分、第4項及び第5項各号列記以外の部分中「別表第7」を「別表第3」に改め、同条第6項表以外の部分中「別表第8」を「別表第4」に改め、同項の表中「別表第7」を「別表第3」に、「別表第8」を「別表第4」に改める。

別表第1及び別表第2を削る。

別表第3非課税世帯の項を削り、同表均等割課税世帯の項中

「

3,800	4,000	4,100	4,200	4,400	4,500	4,600	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

を

「

円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,800	4,000	4,100	4,200	4,400	4,500	4,600	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	

に改

め、同表備考1を削り、同表備考2(1)中「同一世帯」を「保育所等入所児童等と同一の世帯」に、「保育所等入所児童等又は幼稚園等通所児童」を「負担額算定基準子ども」に、「保育所等入所児童等が」を「当該保育所等入所児童等が負担額算定基準子どものうち」に改め、同備考2(2)ア中「同一世帯」を「保育所等入所児童等と同一の世帯」に改め、「子ども・子育て支援法施行令第14条の2第1項各号列記以外の部分に規定する」を削り、「保育所等入所児童等」を「当該保育所等入所児童等」に改め、同備考2(2)イ中「の属する」を「と同一の」に、「第2条第3項第3号アからキまで」を「第2条第3項第4号イ(ア)から(キ)まで」に改め、同備考2に次のように加える。

(3) 保育所等入所児童等と同一の世帯に特定児童がいる場合

別表第3備考中2を1とし、3を削り、4を2とし、同備考5中「(非課税世帯を除く。)」を削り、同備考5を同備考3とし、同表を別表第1とする。

別表第4及び別表第5を削る。

別表第6非課税世帯の項を削り、同表均等割課税世帯の項中

「

3,600	3,700	3,800	4,000	4,100	4,200	4,300	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

を

「

円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,600	3,700	3,800	4,000	4,100	4,200	4,300	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

に改

め、同表備考1を削り、同表備考2(1)中「同一世帯」を「保育所等入所児童等と同一の世

帯」に、「保育所等入所児童等又は幼稚園等通所児童」を「負担額算定基準子ども」に、「保育所等入所児童等が」を「当該保育所等入所児童等が負担額算定基準子どものうち」に改め、同備考2(2)ア中「同一世帯」を「保育所等入所児童等と同一の世帯」に、「子ども・子育て支援法施行令第14条の2第1項各号列記以外の部分に規定する」を削り、「保育所等入所児童等」を「当該保育所等入所児童等」に改め、同備考2(2)イ中「の属する」を「と同一の」に、「第2条第3項第3号アからキまで」を「第2条第3項第4号イ(ア)から(キ)まで」に改め、同備考2に次のように加える。

(3) 保育所等入所児童等と同一の世帯に特定児童がいる場合

別表第6備考中2を1とし、3を削り、4を2とし、同備考5中「(非課税世帯を除く。)」を削り、同備考5を同備考3とし、同表を別表第2とする。

別表第7備考以外の部分中「障害児入所施設」の右に「(法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関を含む。)」を加え、同表備考7を次のように改める。

7 法第27条第1項第3号又は第2項の規定による障害児入所施設（法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関を含む。）への入所の措置が採られた児童であって、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、かつ、小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合の措置費（実費に相当する部分を除く。）は、徴収しない。ただし、実費に相当する部分については、この表の徴収額を上限として徴収する。

別表第7を別表第3とする。

別表第8備考に次のように加える。

6 法第21条の6の規定による障害児通所支援の措置が採られた児童であって、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、かつ、小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合の措置費（実費に相当する部分を除く。）は、徴収しない。ただし、実費に相当する部分については、この表の徴収額を上限として徴収する。

別表第8を別表第4とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の規定は、令和元年10月分の京都市児童福祉施設措置費等徴収規則第1条に規定する措置費及び保育措置費から適用し、同年9月分までの措置費及び保育措置費については、なお従前の例による。

(子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課)